



# 境界紛争、平穏解決へ

## 弁護士会と 土地調査士会 横浜に相談センター

土地の境界をめぐるトラブルを裁判外で迅速に解決する「境界問題相談センター」が三十一日、横浜市西区楠町の県土地調査士会館内にオープンする。これを前に十六日、向市内のホテルで記念式典が開かれた。関係者は「近所同士の問題となるので後々しこりが残らない解決を目指す」と相談センターの活用を呼び掛けている。

東京や大阪などに次いで全国六番目の発足。調査士会や弁護士会が協力して運営する。

調査士会によると現在、「隣の垣根が越境している」など境界に関する相談が増えてきているという。しかし、現状の解決手段として民事訴訟の手続きがあるが、年単

位の時間や労力が必要で、当事者への負担が大きくなっているという。そこで調査士会などは、国が推進する「裁判外紛争解決(ADR)機関」の一つとして相談センターを設置。これにより専門家のアドバイスが気軽に受けられ、公正な判断の下、当事者同士が

納得できる形で話し合いが進められる。約半年程度をめどに登録など法的手続きが行われると想定している。  
問い合わせは☎045(290)4505。平日午前九時から午後五時まで受け付ける。  
(牧野 昌智)

本社 〒231-8445  
横浜市中区太田町2-23  
☎045(227)1111  
読者センター 0080  
編集局 0100 販売局 0700  
出版局 0800 広告局 0730  
局 0280